

資料 2

福祉環境委員会
(保健福祉局)

令和2年2月19日

第122号議案

指定管理者の指定の件（神戸市しあわせの村）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和2年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 公の施設の名称

総合センターその他の神戸市しあわせの村条例（昭和63年10月条例第20号）

第5条第1項に掲げる施設

2 指定管理者

神戸市北区しあわせの村1番1号しあわせの村内

しあわせの村運営共同事業体

代表者 公益財団法人こうべ市民福祉振興協会

代表理事 三木 孝

3 指定期間

令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

理 由

神戸市しあわせの村の指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。

神戸市しあわせの村の指定管理者の指定について

1. 公の施設の名称

神戸市しあわせの村

2. 指定管理者

しあわせの村運営共同事業体

代表者 公益財団法人こうべ市民福祉振興協会

代表理事 三木 孝

神戸市北区しあわせの村1番1号しあわせの村内

3. 指定期間

令和2年4月1日～令和4年3月31日

4. 債務負担行為

期間：令和元～3年度 限度額：2,499,000千円

5. 2年度予定額

1,245,780千円（元年度指定管理料 1,245,496千円）

6. 選定までのスケジュール

選定評価委員会 令和元年9月25日(建設局)及び30日(保健福祉局)

7. 選定理由

神戸市しあわせの村（以下、「しあわせの村」という。）は、平成元年4月の開村後、今年度で開村30年という節目を迎えたことから、今後のあり方について、施設のリニューアル等も含めた様々な観点から検討を行ってきた。

令和元年度は「神戸市しあわせの村リニューアル検討有識者会議」を設置し、これからの30年を見据え、しあわせの村が「ソーシャル・インクルージョン」実現の場となるためにソフト面・ハード面から具体的に必要とされるものは何か、リニューアルの方向性を決定した。

令和2年度以降は、リニューアルの方向性を具現化するため、新たな事業の実施や施設改修等に着手していく。

今後、大規模な施設改修等が予定されており、「公の施設の指定管理者制度運用指針」及び同「運用マニュアル」に定める公募の例外に該当するため、現在の指定管理者を指定管理者候補者として選定した。

[施設の概要]

(1) 設立趣旨

神戸市民の福祉をまもる条例の理念の実現を目指し、市民福祉の高揚、福祉活動の推進、健康の増進等の事業を行い、市民福祉の総合的推進を図るため、設置。

(2) 所在地

神戸市北区しあわせの村1番1号

(3) 開設時期

平成元年4月

(4) 面積

約205ha

(5) 施設内容(主なもの)

- ①総合センター 本館・宿泊館
- ②総合センター 研修館
- ③婦人交流施設 たんぽぽの家
- ④神戸市シルバーカレッジ
- ⑤多目的ショートステイ施設 保養センターひよどり
- ⑥温泉健康センター
- ⑦野外活動センター あおぞら
- ⑧馬事公苑
- ⑨テニスコート
- ⑩日本庭園
- ⑪キャンプ場
- ⑫トリム園地
- ⑬広場
- ⑭球技場
- ⑮ローンボウルス場
- ⑯農園・薬草園・果樹園

(6) 利用状況(入村者数)

平成28年度:1,939,600人

平成29年度:1,888,600人

平成30年度:1,842,300人